

○金沢市公文書館条例施行規則

令和4年3月31日  
規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市公文書館条例（令和4年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別整理期間)

第2条 条例第7条第3号に規定する市長が別に定める期間は、6月1日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の翌々日まで及び11月24日以後の最初の月曜日に当たる日から当該日の属する週の翌週の金曜日に当たる日までとする。

(館内利用)

第3条 金沢市公文書館（以下「公文書館」という。）の館内において特定歴史公文書等その他一般の利用に供する資料（以下「公文書館の資料」という。）を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 公文書館の資料又は公文書館の建物、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月17日から施行する。